

役員及び評議員の報酬等に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人福生会の定款第9条及び第23条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 報酬等とは、報酬、その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。また、費用とは明確に区分されるものとする。
- (3) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）及び手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の総額)

第3条 報酬等の各年度の総額は、下記のとおりとする。

- (1) 役員の報酬等の総額は1,000,000円とする。
- (2) 評議員の報酬等の総額は1,000,000円とする。

(報酬等の支給の基準)

第4条 役員等の報酬等の支給基準は次のとおりとする。

- | | | | |
|---------|-----------------|----|---------|
| (1) 役員 | 理事会等会議への出席 | 日額 | 20,000円 |
| | その他、法人業務のための出勤等 | 日額 | 20,000円 |
| (2) 評議員 | 評議員会への出席 | 日額 | 20,000円 |
| | その他、法人業務のための出勤等 | 日額 | 20,000円 |
- その他の報酬等については必要に応じ、理事会および評議員会で決定する。

(費用)

第5条 役員等への費用の支給については、次の各号に定めるところによる。

- (1) 法人外部における職務遂行に伴い発生する交通費、旅費は実費を支給する。ただし、宿泊費は職員旅費規則を準用する。
- (2) 大阪府外からの会議出席又は出勤に係る交通費は実費を支給する。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の承認を得て行う。

附則

- 1 この規程は、平成29年7月1日より施行する。
- 2 平成10年3月26日制定の役員報酬規程は、この規程の実施をもって廃止する。